

まほろば医療連携ネットワーク運用規程

(目的)

第1条 この規程は、まほろば医療連携ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）が設置する地域医療連携ネットワークシステム（以下「ネットワーク」という。）の安全かつ合理的な運用を図り、診療に関する情報（以下「診療情報」という。）の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(呼称)

第2条 ネットワークの呼称は、「まほろばネット」とする。

(運営管理者)

第3条 協議会に運営管理者を置き、協議会会長が指名する。

(運営管理者の責務)

第4条 運営管理者は、まほろばネットの運用、機密保持及び情報保管について、責任を持つものとする。

2 運営管理者は、まほろばネットの利用者に電子証明書を付与するとともに、適正にまほろばネットが利用されているか監視するものとする。また、不適正な利用があった場合には、付与した電子証明書を取り消すことができる。

3 運営管理者は、まほろばネットを正しく利用させるため、利用者の研修を行わなければならない。

4 運営管理者は、患者又は利用者からのまほろばネットに関する苦情を受け付ける窓口を設置しなければならない。

(公開用サーバの管理)

第5条 まほろばネット利用のための公開用サーバの管理については、設置された施設等の管理者がその責任を担うものとする。また、施設等の管理者は、サーバの安全対策のために管理担当者を配置し、配置した管理担当者の氏名及び役職を協議会会長に届け出なければならない。

(まほろばネットで取得した診療情報の取り扱い)

第6条 まほろばネットで取得した診療情報の取り扱いは、次の各号によるものとする。

(1) まほろばネットを利用するに際しては、本規程のほか著作権法（昭和45年法律第48号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、奈良県個人情報保護条例（平成16年12月奈良県条例第12号）及び関係法令を遵守しなければならない。

(2) まほろばネットで取得した診療情報に係る責任の所在については、原則として閲覧している利用者及び施設に帰属する。

(3) まほろばネットで取得した診療情報は、自院の診療録の一部であるという認識を持ち、自院の診療録と同じように慎重に扱わなければならない。

(4) まほろばネットで取得した診療情報を紙媒体へ出力し、又は他の記録媒体（USB等）へ記録し持ち出すことは、診療に関わる場合を除き、原則禁止する。ただし、学術目的の場合

合は、匿名化を条件に利用することができる。

(利用者)

第7条 利用者とは協議会がID及びパスワード等の登録を完了し、電子証明書を発行した者のことをいう。

(利用者の責務)

第8条 利用者は、まほろばネットを通じて入手した情報については、適正な利用に努めるとともに、診療及び説明目的での利用又は閲覧以外は、複製、公開又は提供してはならない。

2 利用者は、情報セキュリティーに十分注意し、ID及びパスワードを適切に管理するとともに、ID及びパスワードを利用者本人以外の者に利用させるなどの、所謂なりすまし利用をさせてはならない。

3 利用者は、まほろばネットに接続する端末のセキュリティーを維持するために適切なウィルス対策ソフトを導入し、常に最新のウィルス対策ソフトに更新しなければならない。

4 利用者は、まほろばネット利用時に発生した事象を運営管理者へ報告する義務を負う。

(施設利用管理責任者)

第9条 まほろばネットを利用する施設の長は、その管理責任を負うものとする。また、利用する職員が複数存在する医療機関においては、まほろばネットの安全な管理のために各施設に施設利用管理責任者を配置し、氏名及び役職を協議会会長に届け出なければならない。

(施設利用管理責任者の責務)

第10条 施設利用管理責任者は、まほろばネットを利用する職員（以下「施設内利用者」という。）に付与されたID及びパスワードを管理しなければならない。

2 施設利用管理責任者は、当該施設内でまほろばネットが適正に利用されているか監視するものとする。また、不適正な利用がある場合には、改善を命令し、必要に応じ付与したID及びパスワードの取り消し申請を速やかに運営管理者に行うものとする。

3 施設利用管理責任者は、施設内利用者のIDを一括して、運営管理者に申請を行うことができる。

4 情報開示施設においては、利用管理責任者は当該施設内利用者ごとにID及びパスワードを付与することができる。付与したID及びパスワードについては、速やかに運営管理者に届出を行うものとする。

5 情報開示施設において、施設利用管理責任者が施設内利用者のID及びパスワードを取り消した場合は、速やかに運営管理者に届け出なければならない。

6 施設利用管理責任者は、施設内で起きた不適正利用などの事象を運営管理者へ報告する義務を負う。

7 第8条の規定は、施設内利用者について準用する。この場合において、第8条第4項中「運営管理者」とあるのは、「施設利用管理責任者」と読み替えるものとする。

(診療情報の利用と患者同意)

第11条 運営管理者の管理対象となる診療に関する情報は、まほろばネットを介して送受信される全ての個人情報とする。

2 まほろばネットを利用して診療情報を共有する場合は、患者の同意書がなければならない。

3 前項の診療情報を利用できるのは、患者から撤回の届けがあるまで有効とする。

4 運営管理者は、患者の死亡が確認できた場合は、登録を取り消しすることができる。

5 患者同意については、診療情報を公開する施設又は診療情報を閲覧する施設のいずれかにおいて取得するものとし、取得後は速やかに運営管理者へ提出するものとする。

(まほろばネットの利用申請)

第12条 まほろばネットを利用しようとする者又は施設は、「利用者登録申請書」を協議会会長あてに提出するものとする。

2 申請があった場合は、協議会で協議を行い、承認を得るものとする。ただし、協議会を開催する暇がない場合は、協議会会長の専決により決定し、直近で開催される協議会において報告するものとする。

3 診療録を公開できる環境を持つ施設に対しては、運営管理者は、診療録の公開又は開示をまほろばネットの利用条件とすることができる。

(ID等の取り消し)

第13条 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、ID等を取り消すものとする。

(1) 本規程の利用者に該当しなくなったとき。

(2) 法令等の各条項に違反したとき。

(3) まほろばネット上の情報の取り扱いが不適切であり、指導又は警告にもかかわらず改善が認められないとき。

(救急患者の取り扱い)

第14条 緊急時に、患者の情報が診療上必要な場合においては、患者・家族からの同意が直ちに得られた場合のみ救急患者対応機能を用いて、まほろばネットにより患者情報を取得することができるものとする。

(利用時間)

第15条 まほろばネットの利用は、常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は、事前に通知をした上で運用を停止し、不定期に必要なとなった保守点検又は修理の際は、予告なく運用を停止するものとする。また、VPN内に複数設置されるサーバ個別の利用時間に関しては、当該施設利用管理責任者において定めるものとする。

(機能等の変更等)

第16条 まほろばネットの良好な運用を維持するため必要なときは、まほろばネットに関する機能の変更又は停止を行う。

2 前項の規定により変更又は停止を行うときは、利用者に対し事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他協議会会長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(通信内容の削除)

第17条 通信内容について次の各号に該当する場合は、内容削除を行うものとする。

- (1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。
- (2) 法令等の各条項に違反したとき。

(医療情報ネットワークの広域連携の取り扱い)

第18条 まほろばネット以外の医療情報ネットワークとの接続については、次の各号により連携することができる。

- (1) 他地域等の医療情報ネットワークと接続する場合は、協議会で協議し、接続する場合は両者間で協定書を締結するものとする。
- (2) 前号の協定書には、双方のネットワークの運用上の規定で相違する点について協議し、合意した項目を記載する。
- (3) 他地域の診療所でまほろばネットの利用を希望する場合、協議会のない地域又は協議会が組織されていてもその協議会に加入していない診療所については、前2号は適用しないものとする。

(その他必要事項)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、協議会において定めるものとする。ただし、緊急その他協議会会長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。